

静岡県告示第567号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和2年8月4日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

小河内下土 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番	
静岡市	清水区	小河内	下土	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域	
				3912-1	1号
				3909-2	2号
				3910-26	3号
				3910-11	4号
				3887	5号
				3890	6号
				3881-2	7号
				3905	8号
3904-1	9号				